

令和3年度 随意契約の公表(選挙管理委員会事務局)

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの随意契約
【選挙管理委員会事務局】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る八尾市入場整理券印刷関連業務	令和3年10月5日	共同印刷西日本株式会社	大阪府中央区平野町2丁目1番2号 沢の鶴ビル	(単価契約) 2,719,556	当該業務は、市内の選挙人名簿に登録された者に対し、選挙期日の公示日後速やかに各世帯へ送付するものであり、入札の実施により契約時期が遅れると、入場整理券を封入する封筒の調達コストが上昇するため、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る八尾市選挙人名簿抄本印刷関連業務	令和3年10月5日	共同印刷西日本株式会社	大阪府中央区平野町2丁目1番2号 沢の鶴ビル	(単価契約) 529,219	当該業務は、選挙期日の前々日の23時に業者にデータを引渡し、翌日の9時30分に成果物の納品を求めるものであり、非常に限られた時間で大量のデータ処理を行う能力及び深夜帯における作業体制を備えている業者が一者しかないため、入札に適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る計数機等点検業務	令和3年10月6日	株式会社ムサシ大阪支店	東大阪市長田中3丁目6番1号	622,336	当該業務を遂行できるのは、機器の製造・販売業者である同社に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公営選挙ポスター掲示場設置等業務	令和3年10月8日	株式会社スエヒロデンキ	奈良県磯城郡田原本町矢部338番地の3	5,634,574	当該業務は、契約からの短期間に多数の人材を確保する必要があり、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇するため、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る期日前投票及び不在者投票事務等における労働者派遣業務	令和3年10月11日	テルウェル西日本株式会社	大阪市東成区中道1丁目10番26号 サクラ森ノ宮ビル9F	(単価契約) 5,171,904	当該業務は、契約からの短期間に多数の人材を確保する必要があり、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇するため、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所設営業務及び投票事務業務	令和3年10月12日	株式会社KOSMO	大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号EDGE心斎橋ビル6F	(単価契約) 1,702,800	当該業務は、契約からの短期間に多数の人材を確保する必要があり、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇するため、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る期日前投票所仮設電気設備の借用	令和3年10月16日	ハヤタ電気商会	八尾市教興寺7丁目61番地	420,200	施設の設備等を熟知し、豊富な経験とノウハウを有する同社でなければ限られた時間内に確実に電気設備の調達・設置を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙公報配布業務	令和3年10月19日	株式会社日本旅行 大阪法人営業統括部 公務法人営業部	大阪市中央区備後町3丁目4番1号	3,267,000	当該業務は、契約からの短期間に多数の人材を確保する必要があり、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇するため、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る期日前投票所警備	令和3年10月20日	伸和サービス株式会社	大阪市北区天神橋7丁目7番5号	508,860	当該業務は、総務部総務課が市役所庁舎の警備業務について委託契約を締結しており、効率性、経済性を鑑み、同一業者と業務委託契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票器材搬送業務	令和3年10月25日	日本通運株式会社 大阪南支店	八尾市神武町2番24号	1,326,600	令和3年度入札参加資格者名簿【物品、委託・役務等】に大分類運送、小分類貨物自動車運送(引越し、宅配含む)で掲載されている業者のうち、当該期間において、自走式車椅子を必要な台数確保できる業者が一者のみであったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る開票会場設営、撤去、運搬及び収納業務	令和3年10月25日	株式会社デザインアーク	大阪市西区阿波座1丁目5番16号	1,991,000	開票会場の設営と撤去は器材の運搬もあわせて正確に行う必要があり、会場の設営が正確に行われない場合、開票作業に多大な影響を与え、開票結果の報告が非常に遅くなるおそれがある。開票会場の借用時間も限られており、素早く正確に業務を遂行する必要がある為、経験や実績のない業者では、上記のような対応ができず、開票作業に支障をきたす可能性がある。さらに、同業務は、契約後短期間に多数の人材を確保する必要があるが、入札の実施により契約時期が遅れると人材の調達コストが上昇するため、選挙期日確定後早急に契約しなければ著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所設営業務及び投票事務業務	令和3年10月29日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	(単価契約) 1,335,906	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターとの契約。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る八尾市立総合体育館借上げ	令和3年10月29日	公益財団法人八尾体育振興会	八尾市青山町3丁目5番24号	937,120	当該施設は、開票作業に必要な広さがあり、市のほぼ中心部に位置しているため、開票作業を効率的に行うことができる。当該施設以外に開票作業に必要な条件を満たす施設がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)